（金融庁長官への権限の委任）

第五条　内閣総理大臣は、前条の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第四十条の五」を「第四十条の六」に改める。

一　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二

二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四、第十一条の十の三及び第九十二条の五

三　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項

四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九、第十五条の七及び第百二十一条の五

五　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項

六　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五

七　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条

第七条　次に掲げる法律の規定中「第四十条の六」を「第四十条の七」に改める。

一　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二

二　農業協同組合法第十一条の二の四、第十一条の十の三及び第九十二条の五

三　消費生活協同組合法第十二条の三第二項

四　水産業協同組合法第十一条の九、第十五条の七及び第百二十一条の五

五　中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項

六　農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五

七　株式会社商工組合中央金庫法第二十九条

（協同組合による金融事業に関する法律等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「第四十条の五」を「第四十条の六」に改め、「告知義務」の下に「、のみ行為の禁止」を加える。

一　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二

二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二

三　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二

四　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二

五　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二

六　保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二

七　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二

第九条　次に掲げる法律の規定中「第四十条の六」を「第四十条の七」に改め、「のみ行為の禁止」の下に「、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等」を加える。

一　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二

二　信用金庫法第八十九条の二

三　長期信用銀行法第十七条の二

四　労働金庫法第九十四条の二

五　銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二

六　保険業法第三百条の二

七　信託業法第二十四条の二

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号中「若しくは取引所取引業務」を「、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務」に改め、同号㈠を同号㈤とし、同号㈥から㈨までを同号㈦から㈩までとし、同号㈤の次に次のように加える。

㈥　金融商品取引法第六十条の十四第一項（電子店頭デリバティブ取引等業務の許可）の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可	一件につき十五万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「若しくは第六十条第一項」を「、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項」に改め、「第六十条の五第一項」の下に「（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第十二条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「約する取引」の下に「（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号（イに係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）を除く。）」を加える。

第六条第二項第三号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第十三条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「対象有価証券関連取引をいう。）」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引（同法第四十三条の二の二に規定する対象商品デリバティブ取引関連取引をいう。）」を加える。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「第七十九条の四十九各号」を「第七十九条の四十九第一項各号」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第十五条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号の項中「第五十八条」の下に「、第六十条の十四第一項」を加える。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条　この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男